

危機管理会議

日 時：令和5年6月1日（木）15時30分から
場 所：県庁3階 特別会議室

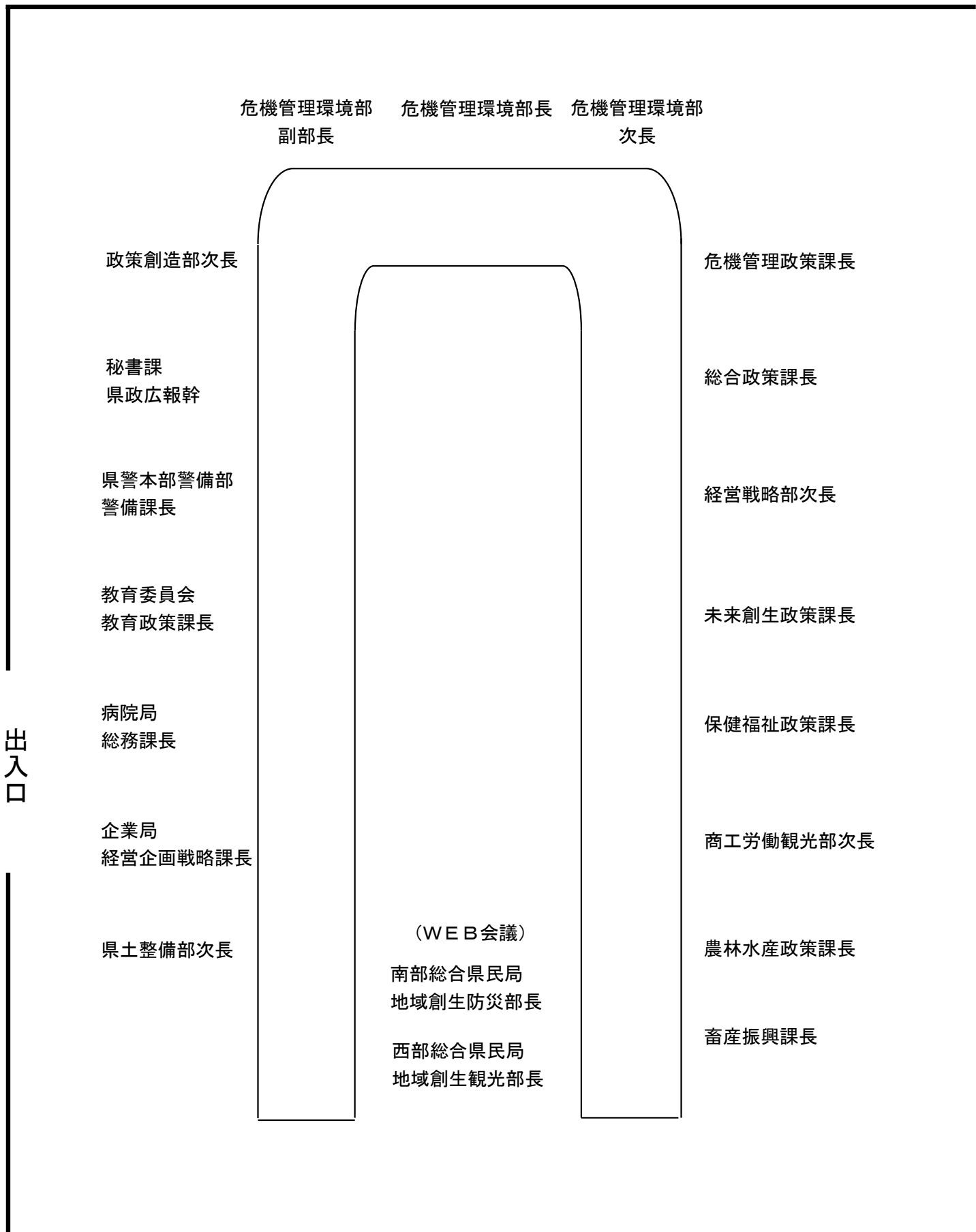
協議事項

- 新体制における危機管理体制の確保について

危機管理会議 配席図

日時：令和5年6月1日 15:30～

場所：万代庁舎 3階 特別会議室



危機管理会議の活動について

1 危機管理会議の概要

(1) 設置根拠

「徳島県危機管理対処指針」

「徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱」（資料 2 参照）

(2) 目的

県民の生命や財産等に被害をもたらすことが想定される危機事象に対処するため、庁内の連携の強化と情報の共有化を図り、持てる力を結集して県民の生命と財産を守ることを目的（要綱第 1 条）。

(3) 設置年月日

平成 16 年 6 月 8 日

(4) 構成員

要綱第 4 条参照

(5) 開催実績（令和 4，5 年度）

資料 3 「令和 4，5 年度 危機管理会議等開催実績」のとおり。

2 危機事象発生に備えた取組について

(1) 新型インフルエンザ対策について

ア 発生時の危機管理体制

- ・ 海外において新型インフルエンザの発生が確認された場合（海外発生期）には、政府に対策本部が設置されるとともに、本県も知事を本部長とする「徳島県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、県行動計画に沿った対応を実施する。

イ 発生に備えた取組について

- ・ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」
 - ・ 「徳島県新型インフルエンザ等対策本部条例」
 - ・ 「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」
- 平成 25 年 4 月 13 日施行
平成 30 年 3 月 16 日改正

(2) 高病原性鳥インフルエンザ対策について

ア 発生時の危機管理体制

- ・ 「県内の養鶏農家」で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、知事を本部長とする「危機管理対策本部」を設置する。
- ・ 「野鳥」や「県外養鶏農家」で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、必要に応じ、「危機管理会議」「危機管理連絡会議」を招集する。

イ 職員の動員について

- ・ 県内養鶏農家で発生した場合に、防疫措置等に必要となる人員を確保するため、全庁的に職員を動員する。
 - ・ 動員名簿は、毎年度更新している。
- ※ なお、この動員名簿は、高病原性鳥インフルエンザ対策以外の危機事象発生時に、緊急に動員が必要となった場合においても活用することがある（例：豚熱（CFS）、口蹄疫発生時など）。

(3) 原子力災害対策について

ア 発生に備えた取組について

- ・ 「原子力発電所災害対応方針」の策定・公表（H23.3.28 策定。H23.7.8 改定）
- ・ 平成25年10月、「徳島県地域防災計画」大規模事故等災害対策編に「原子力災害対策」を盛り込んだ。
- ・ 原子力災害に対しては、同計画を踏まえ、一定レベル以上の被害が発生した場合には、「危機管理会議」「災害対策本部」等により対応する。

(4) 大規模自然災害に備えた取組について

ア 発生時の体制

- ・ 南海トラフ巨大地震等が発生するなど、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合等には、『徳島県災害対策本部運営規程』に基づき、「災害対策本部」（知事を本部長とし、各部局長等を本部員とする）を自動設置する。

イ 発生に備えた取組について

- ・ 平成29年3月、「徳島県業務継続計画（県庁BCP）」を改訂し、あらゆる災害危機事象に対応するものとしており、全職員への周知に努めるとともに、研修やミニ訓練を通じて、実践力の向上に努める。
- ・ 災害発生に備えた「民間事業者等との相互応援協定」について、各部局において、担当者の引き継ぎや、締結先への連絡等の確認を行う。

(5) 県人の安否確認について

県外（海外を含む）における、大規模災害・事故が発生した際には、各部局と連携し、県人の安否確認等を実施している。

〈各部局における業務内容（例）〉

- ・ 政策創造部 県人会を通じた被災の照会
- ・ 経営戦略部 派遣職員等の安否確認
- ・ 商工労働観光部 県内進出企業への影響の確認
旅行者への影響の確認
- ・ 農林水産部 漁船への影響の確認
- ・ 教育委員会 日本人学校、修学旅行の影響の確認 など

3 会議の招集について

- 危機管理会議を招集する場合には、別途定める「令和5年度緊急連絡網」の職員に連絡する（24時間）。
- 連絡は、原則として、勤務時間内外を問わず、「すだちくんメール」により各職員の携帯電話に送信する。
- 緊急連絡先となっている職員は、携帯電話を常に携帯すること。
- 危機事象は、いつ何時発生するかわからない。今後、緊急に危機管理会議を開催することも考えられる。確実に到達確認をしていただきたい。

徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 県民の生命や財産等に被害をもたらすことが想定される危機事象に備え、庁内の連携の強化と情報の共有化を図り、持てる力を結集して県民の生命と財産を守るため、危機管理を統括する政策監の下に「徳島県危機管理会議（以下「危機管理会議」という）を設置する。

(所管事項)

第2条 危機管理会議は、前条の目的を達成するため、全庁における危機管理体制の強化を目指して、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 全庁的な危機管理体制の構築
- (2) 危機管理対処指針の策定及び見直し
- (3) 危機管理意識の向上に係る研修や啓発
- (4) 危機事象発生時における助言・支援等

(危機管理主任者)

第3条 危機管理における庁内体制の整備を図るため、各部局に危機管理を統括する危機管理主任者を置く。

- 2 危機管理主任者は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 危機管理会議は、常設の組織とする。

- 2 危機管理会議は、危機管理を統括する政策監が主管する。
- 3 危機管理会議は、**危機管理環境部長**、各部局の危機管理主任者及び別表2に掲げる者をもって構成する。
- 4 危機管理会議の座長は、**危機管理環境部長**をもって充てる。

(会議)

第5条 会議は、主管又は座長が招集する。

- 2 主管又は座長が必要と認めるときは、危機管理会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(危機管理連絡会議)

第6条 危機管理会議で決定された事項等についての事務調整や、危機管理会議での協議事項の事前調整など、危機事象対応のための全庁的な事務調整や複数の部局間調整等を迅速かつ円滑に行うため、危機管理会議に危機管理連絡会議を置く。

- 2 危機管理連絡会議は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 危機管理連絡会議は、危機管理環境部副部長が主宰する。
- 4 危機管理連絡会議は、危機管理環境部副部長又は危機管理政策課長が招集する。
- 5 危機管理環境部副部長又は危機管理政策課長が必要と認めるときは、危機管理会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 危機管理会議の事務局は、危機管理環境部危機管理政策課におく。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、危機管理会議の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

危機管理環境部	危機管理政策課長
政策創造部	総合政策課長
経営戦略部	経営戦略部次長 (総務課長事務取扱)
未来創生文化部	未来創生政策課長
保健福祉部	保健福祉政策課長
商工労働観光部	商工労働観光部次長 (商工政策課長事務取扱)
農林水産部	農林水産政策課長
県土整備部	県土整備部次長 (県土整備政策課長事務取扱)
企業局	経営企画戦略課長
病院局	総務課長
教育委員会	教育政策課長
南部総合県民局	地域創生防災部長
西部総合県民局	地域創生観光部長

別表 2 (第 4 条関係)

危機管理環境部副部長
危機管理環境部次長 (危機事象担当)
警察本部警備部警備課長
政策創造部次長 (政策創造担当)
県政広報幹

別表 3 (第 6 条関係)

危機管理環境部	副部長 次長 (危機事象担当) 危機管理政策課長 危機管理政策課副課長
政策創造部	総合政策課副課長
経営戦略部	総務課副課長
未来創生文化部	未来創生政策課副課長
保健福祉部	保健福祉政策課副課長
商工労働観光部	商工政策課副課長
農林水産部	農林水産政策課副課長
県土整備部	県土整備政策課副課長
企業局	経営企画戦略課副課長
病院局	総務課副課長
教育委員会	教育政策課副課長
南部総合県民局	地域創生防災部次長
西部総合県民局	地域創生観光部次長
警察本部警備部	警備課災害対策官

徳島県危機管理対策本部の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県民の生命や財産等に直接的かつ重大な被害が生じ又は生じるおそれがある危機事象に対し、全庁的に的確かつ迅速に対応する組織である徳島県危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対策本部の設置)

第2条 知事は、前条に定める危機事象に対し、全庁的に的確かつ迅速に対応する必要があると認めるときは、対策本部を設置することができる。

(所管事項)

第3条 対策本部は次の事項を所管する。

- (1) 危機事象に関する情報収集及び分析
- (2) 危機事象に対する応急対策の決定及び実施
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 県民に対する情報提供
- (5) その他危機事象に対応するための重要事項

(組織)

第4条 対策本部長は、知事をもって充て、対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 対策副本部長は、政策監、副知事及び警察本部長をもって充て、対策本部長を助け、対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 対策本部員は、別表に掲げる者をもって充て、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(部)

第5条 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に所属すべき対策本部員は、対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、対策本部長が指名する対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地危機管理本部)

第6条 対策本部長は、必要があると認めるときは、現地危機管理本部を置くことができる。

(対策本部会議)

第7条 対策本部会議は、対策本部長が招集する。

- 2 対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 対策本部長が必要と認めたときは、対策本部会議に前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 対策本部の事務局は、危機管理環境部とする。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営その他の必要な事項は、対策本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別 表

対策本部員	政策監補
〃	危機管理環境部長
〃	政策創造部長
〃	経営戦略部長
〃	未来創生文化部長
〃	保健福祉部長
〃	商工労働観光部長
〃	農林水産部長
〃	県土整備部長
〃	企業局長
〃	病院局長
〃	教育長
〃	南部総合県民局長
〃	西部総合県民局長
〃	会計管理者

令和4、5年度 危機管理会議等開催実績

資料3

- ◎ 危機管理会議 10回（メール開催 1回）
- 危機管理連絡会議 31回（メール開催 26回）

【開催】

	日付		議 題
1	R4. 4. 1	◎	・新体制における危機管理体制の確保について
2	R4. 4. 25	○	・大型連休における危機管理体制の確保について ・北海道知床沖における観光船事故について
3	R4. 5. 21	○	・マダニによる「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」等の感染予防について
4	R4. 6. 20	○	・県内医療機関でのサイバー攻撃事案の発生について
5	R4. 7. 25	◎	・県内における「死亡野生いのしし」の「豚熱（CSF）」感染確認について
6	R4. 8. 4	○	・県内における「死亡野生いのしし」の「豚熱（CSF）」感染確認について（県内2例目）
7	R4. 10. 4	◎	・北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
8	R4. 10. 7	○	・「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」のステージ引き上げ等について
9	R4. 10. 28	◎	・岡山県及び北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について（今シーズン国内1例目、2例目）
10	R4. 10. 31	◎	・香川県の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の確認について
11	R4. 11. 3	◎	・北朝鮮によるミサイル発射に係る対応について
12	R4. 11. 21	◎	・香川県の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の確認について
13	R5. 4. 13	◎	・北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
14	R5. 5. 31	◎	・北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に係る対応について

☆＝危機対策本部会議（重大な危機事象発生時に知事を本部長として設置。各部局長で構成。）

◎＝危機管理会議（政策監が主宰し、各部局の主管課長で構成。）

○＝危機管理連絡会議（危機管理会議の下部組織。危機管理環境部副部長が主宰し、各部局の主管課副課長で構成。）

【メール開催】

	日付	議題	
1	R4. 8. 13	○	・県内における「死亡野生いのしし」の豚熱（県内3例目）感染確認
2	R4. 8. 14	○	・県内における「死亡野生いのしし」の豚熱（県内4例目）感染確認
3	R4. 8. 26	○	・県内における「死亡野生いのしし」の豚熱（県内5, 6例目）感染確認
4	R4. 9. 2	○	・県内における「死亡野生いのしし」の豚熱（県内7, 8例目）感染確認
5	R4. 9. 10	○	・県内における「死亡野生いのしし」の豚熱（県内10例目）感染確認
6	R4. 9. 14	○	・県内における「死亡野生いのしし」の豚熱（県内11例目）感染確認
7	R4. 9. 22	○	・県内における「死亡野生いのしし」の豚熱（県内12例目）感染確認
8	R4. 9. 30	○	・「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」のステージ引き上げについて
9	R4. 10. 11	○	・県内における「死亡野生いのしし」の豚熱（県内14, 15例目）感染確認
10	R4. 10. 18	○	・県内における「野生いのしし」の豚熱（県内16例目）感染確認
11	R4. 10. 31	○	・県内における「死亡野生いのしし」の豚熱（県内17例目）感染確認
12	R4. 11. 2	○	・県内における「野生いのしし」の豚熱（県内18例目）感染確認
13	R4. 11. 9	○	・小松島市内における「イノシシ」による負傷事案
14	R4. 11. 23	○	・香川県における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確定について（香川県内3例目）
15	R4. 11. 24	○	・県内における「死亡野生いのしし」の豚熱（県内19, 20例目）感染確認
16	R4. 11. 28	○	・県内における「死亡野生いのしし」の豚熱（県内21例目）感染確認
17	R4. 11. 29	○	・県内における「死亡野生いのしし」の豚熱（県内22例目）感染確認
18	R4. 12. 2	○	・県内における「野生いのしし」の豚熱（県内23例目）感染確認
19	R4. 12. 11	○	・香川県における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確定について（香川県内4例目）
20	R4. 12. 13	○	・県内における「死亡野生いのしし」の豚熱（県内24, 25例目）感染確認
21	R4. 12. 28	○	・県内における「野生いのしし」の豚熱（県内26例目）感染確認
22	R5. 1. 11	○	・県内における「野生いのしし」の豚熱（県内27例目）感染確認
23	R5. 1. 19	○	・高知県における「死亡野生いのしし」2頭の豚熱感染確認
24	R5. 2. 24	○	・県内における「死亡野生いのしし」の豚熱（県内28例目）感染確認
25	R5. 3. 23	◎	・統一地方選挙及び人事異動に伴う危機事象への対応について
26	R5. 4. 11	○	・「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」のステージ引き下げについて
27	R5. 5. 19	○	・「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」のステージ引き下げについて

危機管理調整費について

1 目的

危機管理調整費は、危機事象が発生した際、緊急に必要となる経費に充当し迅速な応急対策を実施するため平成 18 年度に設置。

2 予算額（前年度からの繰越額）

・ H18 - 19	20,000千円	
・ H20 - 31	10,000千円	
・ R1	1,010,000千円	
・ R2	4,063,547千円	
・ R3	7,537,000千円	(1,000,000千円)
・ R4	1,020,000千円	(1,000,000千円)
・ R5	1,020,000千円	

3 執行手続

- ① 年度当初予算で「危機管理調整費」を危機管理環境部に配当。
- ② 危機事象が発生した際に、危機管理会議において、応急対策に緊急に必要となる経費について協議（※財政課との執行協議も実施）。
- ③ 政策監は、危機管理会議の意見を参考に、危機管理調整の支出を決定。
- ④ 応急対策を実施する部局は、危機管理環境部から予算の配当替えを受け、迅速に応急対策を実施。

4 活用実績

年度	執行額（決算）	事業内容
26	8,500 千円	エボラ出血熱対策 ・ 検査機器、防護服等の資機材 鳥インフルエンザ対策 ・ 消石灰 1,700 袋（全体 7,000 袋）
27	533 千円	ネパール地震支援 ・ 血圧計 30 台、聴診器 30 台ほか
28	6,940 千円	鳥インフルエンザ対策 ・ 消石灰 7,000 袋
29	5,879 千円	生物化学兵器による災害用防護装備 ・ 防護服 500 着、呼吸保護具 30 個ほか
30	1,343 千円	豚コレラ、アフリカ豚コレラウイルス侵入防止用 車両消毒マット 8 セット、消毒薬 210 ℓ購入
R1	188,058 千円	新型コロナウイルス感染症に係る危機管理調整費 消毒液、マスク等 令和元年度地域子育て総合支援交付金等 ほか
R2 (現年) (明許) 合計	1,994,977 千円 759,295 千円 2,754,272 千円	新型コロナウイルス感染症に係る危機管理調整費 ・ 新しい生活様式発信事業 ・ WITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業 ほか
R3 (現年) (明許) 合計	4,391,449 千円 1,799,034 千円 6,190,483 千円	新型コロナウイルス感染症に係る危機管理調整費 ・ 飲食店に対する営業時間短縮要請協力金 ・ 徳島県事業継続応援金 家畜伝染病に係る危機管理調整費 ・ 豚熱ワクチン接種 ・ 鳥インフルエンザ対策（消石灰） ほか
R4	86,021 千円	豚熱対策、鳥インフルエンザ対策 消石灰 6,800 袋、殺菌消毒薬 3,750 本の購入など 新型コロナウイルス感染症対策 社会福祉施設等電気料金等高騰に係る緊急支援

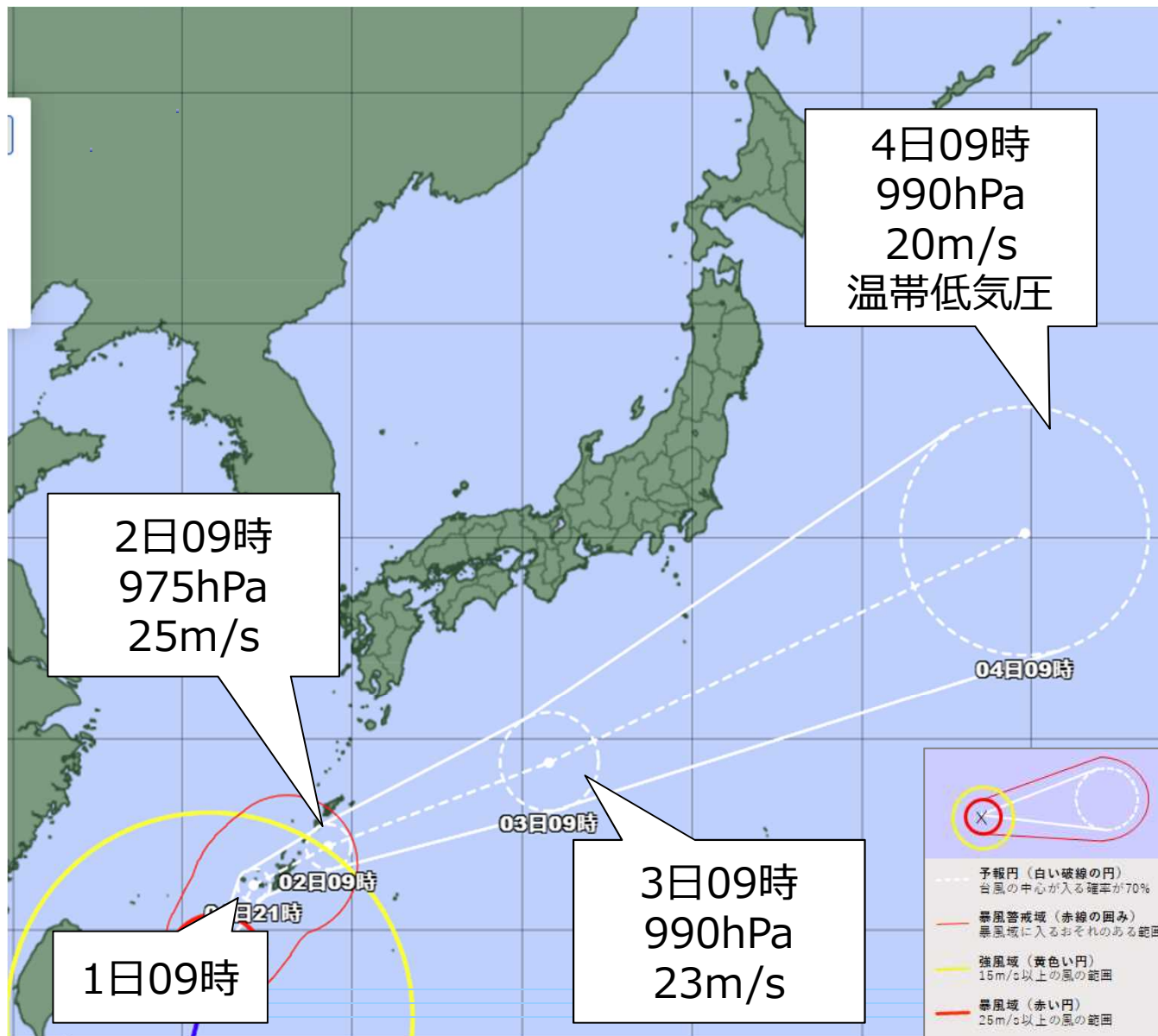
大雨に関する説明会

<引用>
気象庁HP
<https://www.jma.go.jp/>

令和5年6月1日
徳島地方気象台

台風の（位置情報と予想位置）

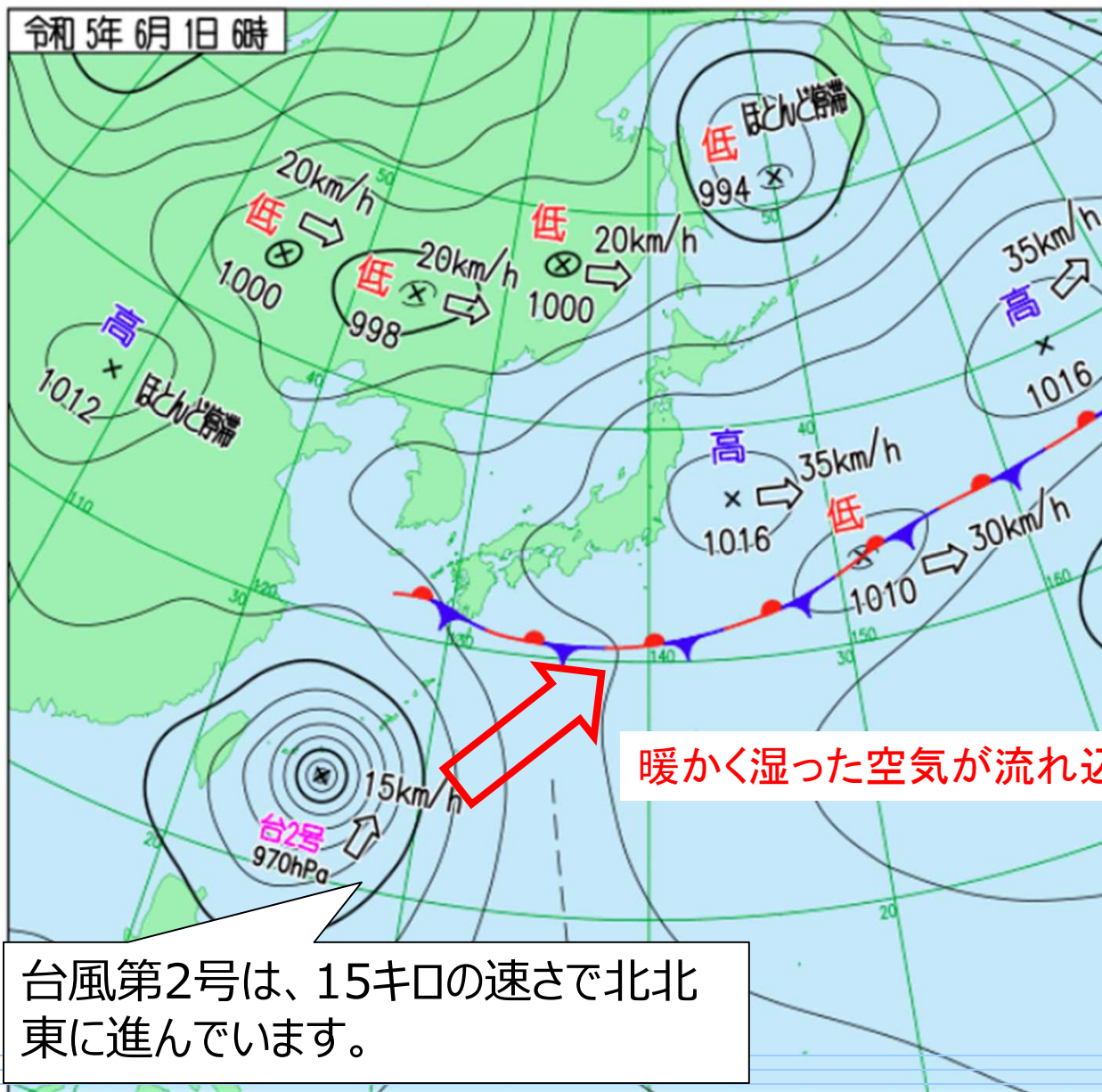
令和5年6月1日 9時現在 台風第2号経路図



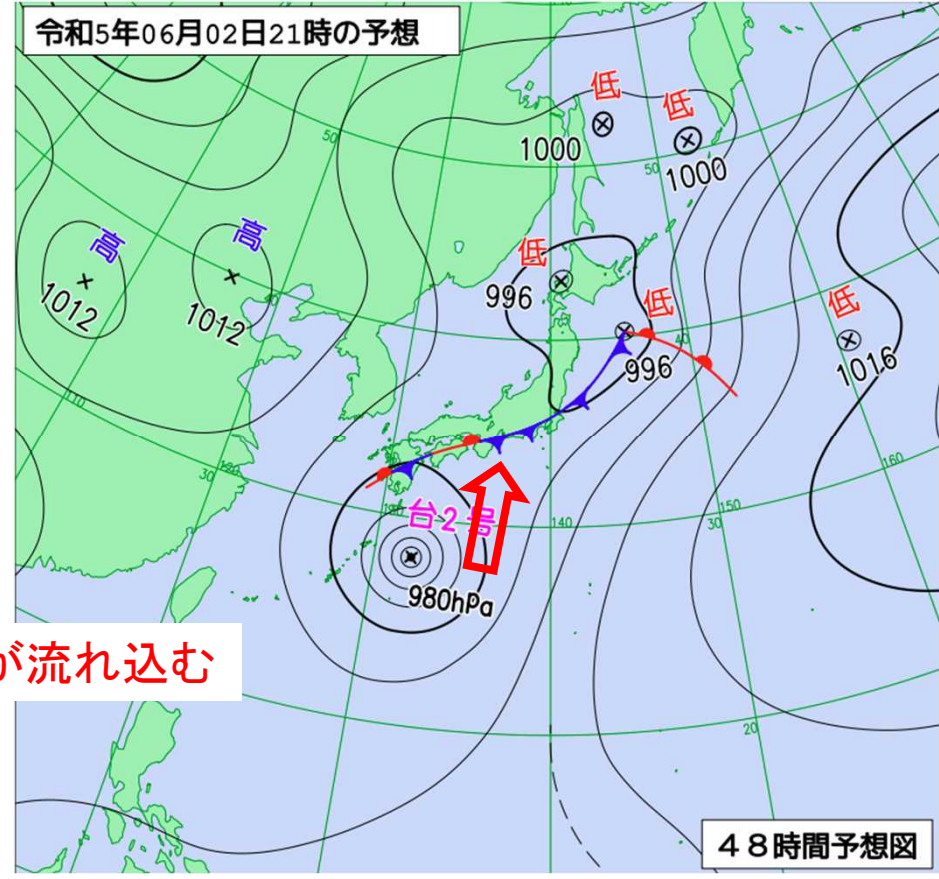
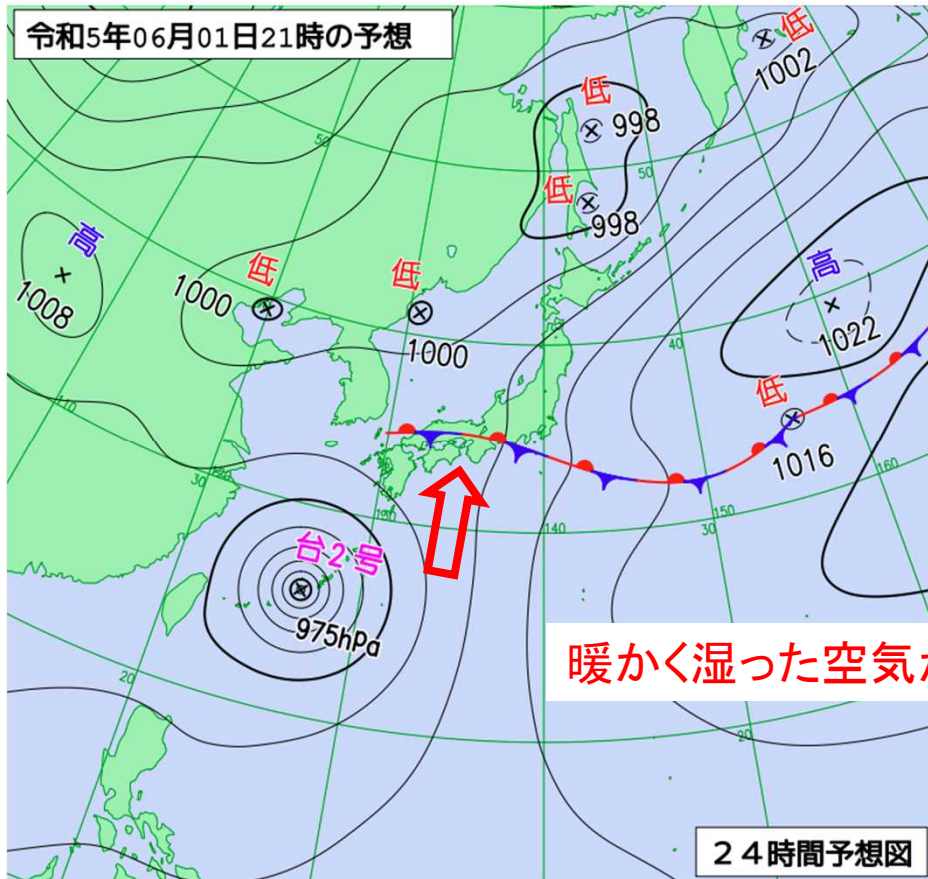
2023年06月01日09時50分発表	
01日09時の実況	
種別	台風
大きさ	大型
強さ	-
存在地域	宮古島の南南東約90km
中心位置	北緯24度05分 (24.1度) 東経125度50分 (125.8度)
進行方向、速さ	北北東 15 km/h (7 kt)
中心気圧	970 hPa
中心付近の最大風速	30 m/s (55 kt)
最大瞬間風速	40 m/s (80 kt)
25m/s以上の暴風域	東側 165 km (90 NM)
	西側 130 km (70 NM)
15m/s以上の強風域	南側 800 km (425 NM)
	北側 440 km (240 NM)

地上天気図

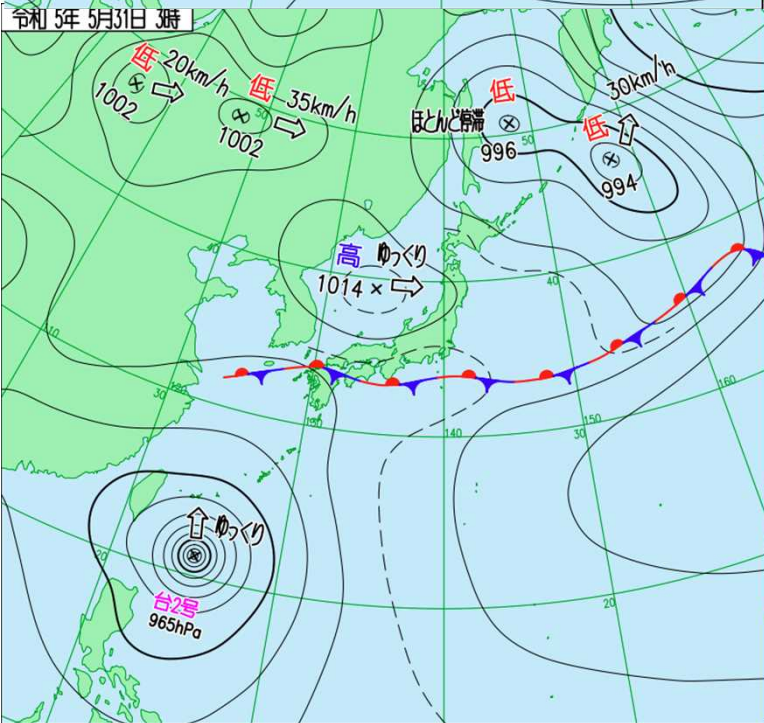
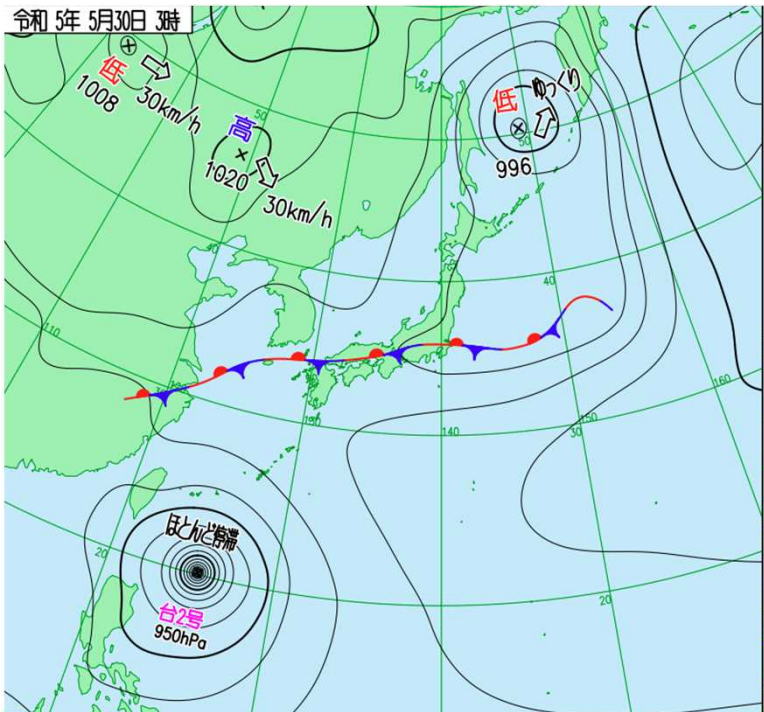
令和5年6月1日6時



台風第2号は、15キロの速さで北北東に進んでいます。

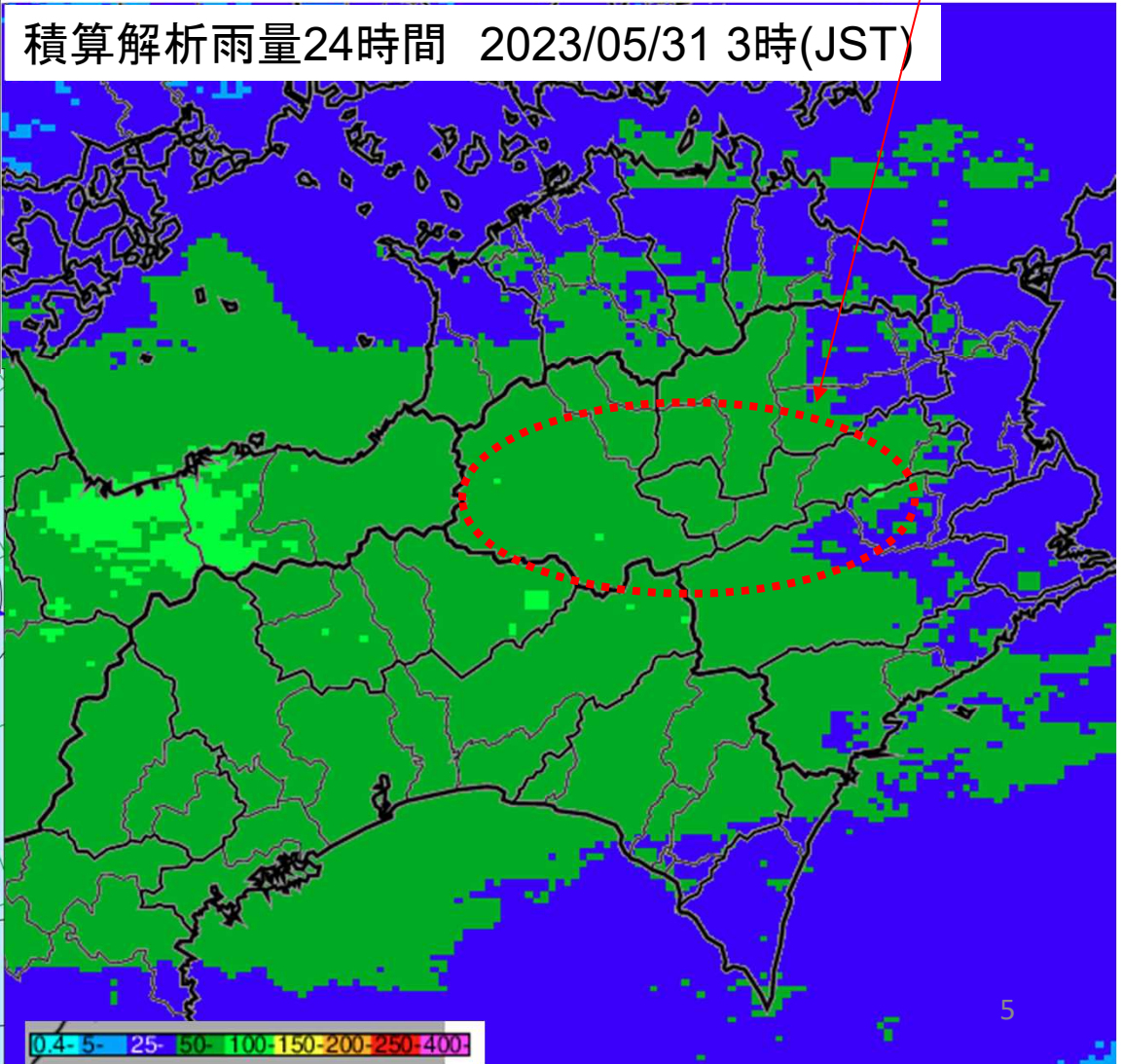


暖かく湿った空気が流れ込む



100ミリ以上あり

積算解析雨量24時間 2023/05/31 3時(JST)



今後の気象シナリオ (6月1日11時現在 徳島地方気象台)

		1日					2日					3日						
		9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-3時	3-6時	6-9時	9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-6時	6-12時	12-18時	18-24時
		昼前	昼過ぎ	夕方	夜のはじめ頃	夜遅く	未明	明け方	朝	昼前	昼過ぎ	夕方	夜のはじめ頃	夜遅く				
大雨(浸水) (ミリ)	北部	1	15	15	15	20	20	20	20	30	40	40	30	20				
	南部	1	15	15	20	30	30	30	30	50	50	50	50	30				
大雨(土砂)	北部																	
	南部									注意報	注意報	注意報	注意報					
強風 (メートル)	北部	陸上	7↑	6↑	6↑	6↑	6↑	4↑	5↑	10↑	12↑	12↑	12↑	3	3			
		海上	9	9	8	8	8	8	9	12	15	15	15	5	6			
	南部	陸上	7←	6	5↑	4←	4←	5←	5←	10↑	12↑	12↑	12↑	10	5			
		海上	9	8	8	8	8	8	8	12	15	15	15	12	8			
波浪 (メートル)	北部	2	2	2	2	2	2	2.5	2.5	3	3	3	3					
	南部	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	3	3	3	4	5	5					
雷	全域																	
気象情報				★				★				★		★				

警報級
 注意報級

大雨警報の可能性あり

うねり付加継続

5m

3→2.5m
4→3m

台風の接近に伴い南から暖かく湿った空気が流れ込み、梅雨前線の活動が活発となり大雨となる可能性があります。

先日(5/30~5/31)の雨で土壤中に水分が溜まった状況です。梅雨前線の影響により、2日は大雨(土砂)警報の可能性が高くなっています。

また、短時間強雨が予想される明日(6/2)昼前~夜のはじめ頃にかけて、予想以上に雨雲が発達した場合は、大雨(浸水)、洪水警報を発表する可能性もあります。

波浪は2日南部の5mが最大の予想ですが、3日以降も台風起源のうねりを伴った高波に引き続き注意が必要です。

<24時間降水量(1日12時~2日12時)> 北部:80ミリ 南部:120ミリ

<その後、24時間降水量(2日12時~3日12時)> 北部:100~150ミリ 南部:100~200ミリ